

令和3年度 保育認定を受けた子どもの保育料 徴収基準額表  
 (3歳未満の児童で県の定める第1子・第2子に該当する世帯の場合)  
 (保育所・認定こども園保育園部門・小規模保育事業)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児(3号認定)			
国階層	市階層	定義	保育標準時間		保育短時間	
			市保育料	副食費	市保育料	副食費
1	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	B1	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等)	0円	0円	0円	0円
	B2	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	C1	均等割りのみ課税額 (ひとり親世帯等)	4,000円	保育料に含む	4,000円	保育料に含む
	C2	均等割りのみ課税額	9,300円	保育料に含む	9,200円	保育料に含む
	C3	所得割課税額(ひとり親世帯等) 48,600円未満	4,000円	保育料に含む	4,000円	保育料に含む
	C4	所得割課税額 48,600円未満	11,000円	保育料に含む	10,800円	保育料に含む
4	D1-1	所得割課税額(ひとり親世帯等) 48,600円以上77,101円未満	4,000円	保育料に含む	4,000円	保育料に含む
	D1-2	所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	13,600円	保育料に含む	13,400円	保育料に含む
	D1-3	所得割課税額 57,700円以上72,800円未満	13,600円	保育料に含む	13,400円	保育料に含む
	D1-4	所得割課税額 72,800円以上97,000円未満	16,000円	保育料に含む	15,700円	保育料に含む
5	D2-1	所得割課税額 97,000円以上133,000円未満	23,000円	保育料に含む	22,600円	保育料に含む
	D2-2	所得割課税額 133,000円以上169,000円未満	29,000円	保育料に含む	28,500円	保育料に含む
6	D3-1	所得割課税額 169,000円以上235,000円未満	36,500円	保育料に含む	35,900円	保育料に含む
	D3-2	所得割課税額 235,000円以上301,000円未満	41,500円	保育料に含む	40,800円	保育料に含む
7	D4	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	55,500円	保育料に含む	54,600円	保育料に含む
8	D5	所得割課税額 397,000円以上	72,000円	保育料に含む	70,800円	保育料に含む

※入所している児童が4月1日現在3歳未満で、その保護者の第1子、第2子に該当する場合には本表の金額になります。